

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
28年 第4号	28.3.10	<p>障がい表記へ改めることを求める陳情</p> <p>(陳情事項)</p> <p>1 県並びに関係機関に下記事項を働きかけられたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 障がい者に係る障がいを意味する文言において、日本語表記を「障がい」へ、外国語表記を「handicapped」へ改めること。</p> <p>(2) 給付金等の福祉サービス、障害者手帳等の福祉制度、部署名又は例規等若しくは法令に係る部分については、その機構改革又は改廃若しくは制定時などの機会を利用して、徐々に改めること。</p> <p>2 1 (1) 及び (2) を求める意見書を、国に対して提出されたい。</p> <p>(陳情理由)</p> <p>1 わが国においても、障がい者に係る障がいを意味する文言について「障害」又は「disorder」, 「disabled」若しくは「disabilities」などと表記することが、障がい者差別の一環として禁忌されるようになってから久しい。そもそも、差別とは、行為者のそのつもりの有無を問わず、被行為者が被害者意識を持った時点で成立するので、やはり当事者たちの視点では差別と解される。</p> <p>2 また、各種公文書等においても、常用外漢字を禁忌する動きが浸透しており、「漏洩」を「漏えい」に、「乖離」を「かい離」に、「島嶼部」を「島しょ部」などと表記を改めてから久しい。</p> <p>3 また、漢字の難易度の如何を問わず、正式な地方公共団体名などにおいても、「つくば市」、「つくばみらい市」、「ひたちなか市」、「かすみがうら市」、「さいたま市」など、敢えて平仮名表記にしている箇所も増えている。</p> <p>4 当初は、部分的又は総ての平仮名表記に対して違和感を唱える声も多かったが、やがて浸透し、大変可愛らしい、親しみが持てる、優しい感じがする、などという具合に、好評を博している。</p> <p>5 そして、「障害」表記だと、予てよりの指摘通り、障がい者が「邪魔者」、「厄介な者」若しくは「何か得体の知れぬ怖い者」又は障がい自体が「他人様に対する社会的な障壁」かのような誤解を与えかねない表現であり、障がい者</p>	個人	保健福祉

		<p>及びその介助者等の障がい当事者にも、長年にわたり相当程度の精神的苦痛を与えてきたのも事実である。</p> <p>6 県及び国で、障がい者の障がいに係る「障害」表記等が、「茨城県保健福祉部障害福祉課」，「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課」及び「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」の如く用いられている。</p> <p>7 非当事者の視点での共生社会などが連呼されているが、真摯にこれを目指すのならば、その基本である言葉の上での差別を無くすべきである。</p>		
--	--	--	--	--